

建設工事の技術・技能審査等事業

(建設業法施行規則第 17 条の 2 第 1 項)

(1) 指定・登録基準

建設業法施行規則

(事業の認定)

第 17 条の 2

- 2 前項の規定による技術・技能審査等事業の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する技術・技能審査等事業について行う。
 - 一 職員、技術・技能審査等事業の実施の方法その他の事項についての技術・技能審査等事業の実施に関する計画が技術・技能審査等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の技術・技能審査等事業の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 三 技術・技能審査等事業以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって技術・技能審査等事業が不公正になるおそれがないこと。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 社団法人 日本基礎建設協会

指定・登録時期 : 平成 13 年 3 月 30 日

法人の連絡先 : 東京都中央区八丁堀 4-14-7 第一中央ビル

指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 2 の規定に基づく基準に適合しているため

法人の名称 : 一般社団法人 日本計装工業会

指定・登録時期 : 平成 13 年 3 月 30 日

法人の連絡先 : 東京都港区虎ノ門 1-21-8 秀和第 3 ビル 4 階 402 号

指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 2 の規定に基づく基準に適合しているため

法人の名称 : 社団法人 日本建築ブロック・エクステリア工事業協会
指定・登録時期 : 平成 13 年 3 月 30 日
法人の連絡先 : 東京都台東区柳橋 1-3-3 東宏ビル 2 階
指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 2 の規定に基づく基準に適合しているため

法人の名称 : 社団法人 地すべり対策技術協会
指定・登録時期 : 平成 13 年 3 月 30 日
法人の連絡先 : 東京都港区新橋 5-30-7 加賀ビル 2 階
指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 2 の規定に基づく基準に適合しているため

法人の名称 : 公益社団法人 日本下水道管渠推進技術協会
指定・登録時期 : 平成 13 年 3 月 30 日
法人の連絡先 : 東京都港区赤坂 1-6-14 赤坂協和ビル 3 階
指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 2 の規定に基づく基準に適合しているため

法人の名称 : 財団法人 日本ダム協会
指定・登録時期 : 平成 13 年 3 月 30 日
法人の連絡先 : 東京都中央区銀座 2-14-2 銀座 G T ビル 7 階
指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 2 の規定に基づく基準に適合しているため

法人の名称 : 一般社団法人 全日本屋外広告業団体連合会
指定・登録時期 : 平成 13 年 3 月 30 日
法人の連絡先 : 東京都墨田区亀沢 1-17-14
指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 2 の規定に基づく基準に適合しているため

法人の名称 : 一般社団法人 全日本瓦工事業連盟

指定・登録時期 : 平成 13 年 3 月 30 日

法人の連絡先 : 東京都千代田区富士見 1-7-9

指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 2 の規定に基づく基準に適合しているため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし